

## 令和4年度 第5回 総合計画等推進市民委員会 議事録

日 時 令和4年9月2日(金) 14時00分～16時45分  
場 所 八戸市庁別館8階 研修室  
出席委員 7名 丹羽浩正 委員長、川本菜穂子 副委員長、小藤一樹 委員、  
田名部雄一 委員、田頭順子 委員、村岡威伴 委員、山内文子 委員  
事務局 安原 総合政策部次長兼政策推進課長、森林 参事、大堀 主査、村井 主査

### 【1. 開会】

#### ○司会：

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから「令和4年度第5回八戸市総合計画等推進市民委員会」を開催いたします。

本日の会議でございますが、委員10名中7名に御出席いただいておりますので、「八戸市総合計画等推進市民委員会規則」第5条第2項により、会議が成立することを報告いたします。

それでは、資料の確認をしていただいて、本日の議事に入りたいと存じます。本日の会議資料は、皆様のお席にお配りしました、次第、出席者名簿、席図、資料4「事前質問・意見一覧表」に加えまして、事前に配付いたしました、資料1「政策公約評価方法(案)」、資料2「政策公約評価の基礎資料 1年目」、資料3「政策公約対応事業の取組状況 1年目」、参考資料1「第5回総合計画等推進市民委員会の審議の進め方」でございます。また、お手元に第7次八戸市総合計画の冊子等を御用意しております。資料の過不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

### 【2. 委員長挨拶】

それでは、開会にあたりまして、丹羽委員長から御挨拶をお願いします。

《 丹羽委員長挨拶 》

ありがとうございました。ここから、議事に入りますので、丹羽委員長よろしく願います。

### 【3. 審議案件 政策公約の取組状況に関する審議】

#### ◎委員長：

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。本日は午後4時頃の終了を予定しておりますので、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは審議案件に入りたいと思います。本日の審議案件は「政策公約の取組状況に関する審議」です。はじめに、政策公約の評価方法と審議の進め方について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局：

事務局より政策公約の評価方法と審議の進め方の案について説明いたします。資料 1 の「政策公約評価方法（案）」と参考資料 1 の「第 5 回総合計画等推進市民委員会の審議の進め方」をお手元に御用意ください。

まず、資料 1 について御説明いたします。市長の政策公約については、9 つの政策のもとに、44 の重点施策が掲げられており、公約の実現に向けて、現在、市では 101 の対応事業に取り組んでいます。政策公約の評価にあたっては、対応事業の取組実績や成果を基に、当委員会において総合的、定性的な評価を毎年度行いたいと考えております。

評価の区分は、政策公約に掲げている内容の「達成度」による評価を基本としますが、政策公約の達成には、短期間で達成可能なものから、任期である 4 年間で要するものまで、公約の内容によって異なることから、評価時点での取組状況を基にした「進捗度」による評価も加えた、2 段階での評価としたいと考えております。

評価の実施に際しては、はじめに 44 の重点施策ごとの個別評価を行い、次に個別評価を基に、9 つの政策の評価を含めた公約全体の「総括評価」を行う流れを考えています。

(1) 評価区分ですが、「達成度」の区分については、重点施策または公約に記載の内容が「達成できている」、「一部達成できている」、「達成できていない」の 3 区分とし、「達成できていない」については、取組の「進捗度」による区分をさらに行うこととし、その区分は達成に向けて取組が「順調に進んでいる」、「あまり進んでいない」、「未着手」の 3 区分としたいと考えております。

評価の対象期間は、市長が就任した令和 3 年 11 月 17 日から今年 7 月まででございます。評価方法案の説明については以上です。

続きまして、本日の審議の進め方について、御説明いたします。参考資料 1 を御覧ください。審議は 9 つの政策ごとに行うこととします。まず、事務局より、1 つの政策とそれを構成する重点施策の内容および事務局の評価案を御説明します。また、事前質問や意見が寄せられている場合は、その内容と市の回答を御説明します。その後、委員の皆さまより、事務局の説明に対する御意見・御質問をいただき、全ての質疑応答が終了したら、各重点施策と政策の評価を決定していただきます。以上の流れを 9 つの政策ごとに繰り返していき、最後に政策公約全体の評価について御意見をいただき、審議を終了いたします。

なお、今回、各事業の担当課は出席しませんので、御意見や御質問の内容によっては、担当課に確認を行ったり、後日回答させていただく場合があるかもしれませんが、御了承いただければと思います。また、いただいた評価・意見につきましては、評価書として取りまとめ、市長に提出していただくこととなります。評価の方法と審議の進め方につきましては、以上となります。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければ幸い

です。事務局からの説明は以上です。

◎委員長：

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。では、事務局説明のとおり、9つの政策ごとに各重点施策と政策の評価を決定し、最後に政策公約全体の評価について決定してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。まずは、政策公約の概要と政策1「迅速かつ適切な新型コロナ対策」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

それでは、先ほど御説明した評価方法と審議の進め方に基づき、政策公約の評価を行ってまいります。

まず、資料2を御覧ください。こちらの資料は評価を行う際の基礎資料であり、政策公約の概要、評価方法、事務局の評価案を記載しています。

それでは、資料2について御説明しますが、限られた時間となっており、事前に資料に目を通していただいていることと思いますので、要点のみ御説明します。

1ページを御覧ください。まず、政策公約の概要ですが、政策公約は市長が4年間の任期で重点的に取り組む施策をまとめたもので、9つの政策のもと、44の重点施策で示されており、市は公約実現に向けて101の対応事業に取り組んでいます。体系のイメージ図を記載しているので御参照ください。

2ページを御覧ください。ここから6ページにかけて、9つの政策の内容と、それを構成する重点施策の内容を全文記載しております。詳細は各政策の審議の際に説明しますので、ここでは簡単に御説明します。

政策1は「迅速かつ適切な新型コロナ対策」として、7つの施策で構成されております。

3ページを御覧ください。政策2は「八戸圏域の特性を活かした経済活性化」として、7つの施策で構成されております。

政策3は「持続可能なより良い社会の実現」として、3つの施策で構成されております。

4ページを御覧ください。政策4は「スポーツと文化で地域と経済の活性化」として、4つの施策で構成されております。

政策5は「安心・安全な市民の暮らしを守る」として、5つの施策で構成されております。

5ページを御覧ください。政策6は『子どもファースト事業』の展開」として、4つの施策で構成されております。

政策7は「多様な市民力を地域の活力に」として、6つの施策で構成されております。

6ページを御覧ください。政策8は「暮らしやすく人に優しいまちづくり」として、4つの施策で構成されております。

政策 9 は「経営感覚を持った行財政運営」として、4 つの施策で構成されております。

7 ページを御覧ください。こちらは政策公約の評価方法を記載しております。資料 1 で説明した内容と同様ですので、説明は省略します。

8 ページを御覧ください。ここから 17 ページにかけては、9 つの政策と 44 の重点施策、101 の対応事業の名称、政策と重点施策に対する事務局の評価案を記載しております。

この資料により、事務局の評価案を説明し、委員の皆様から評価案が妥当かどうか判断いただき、委員会としての評価を決定していただきたいと思います。また、あわせて、公約を推進するための意見もいただければと思います。

資料 3 をお手元に御用意ください。こちらの資料は 101 の対応事業の内容や取組状況をまとめたものでございます。また、事前にお配りした、事務局評価案の判断理由をまとめた補足資料も必要に応じて御覧ください。評価を行う際の参考としていただければ幸いです。

まず、政策 1 から御説明いたします。資料 2 の 2 ページをお開きください。政策 1 「迅速かつ適切な新型コロナ対策」の内容は、「感染症拡大を防止すると共に、日常生活と経済活動を取り戻します」となっており、7 つの重点施策で構成されております。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。資料 2 は 8 ページ、資料 3 は 1 ページを御覧ください。

まず、重点施策 1-1 の内容は、「医療提供体制の充実・強化に向けて、入院病床や宿泊療養施設の確保に努めると共に、クラスター発生時の保健所機能・PCR検査体制の強化、迅速なワクチン接種、わかりやすい情報提供に努めるなど、新型コロナ感染症対策に全力を尽くします」となっております。これに対して事務局としては、入院病床や宿泊療養施設の確保は 1 ページの入院病床・宿泊療養施設確保事業により実施されており、また、クラスター発生時の保健所機能・PCR検査体制の強化については 2 ページの保健所機能強化事業やPCR検査体制強化事業により、迅速なワクチン接種は 4 ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業により、わかりやすい情報提供は 5 ページの市民へのフォローアップ推進事業によりそれぞれ実施されていることから、1-1 については「達成できている」としました。

資料 3 の 6 ページを御覧ください。次に、重点施策 1-2 の内容は、「自宅療養者・宿泊療養者への健康観察等の適切な対応を図るとともに、潜在的保健師・看護師を登録する人材バンクの活用等により保健所の体制整備に努めます」となっております。これに対して事務局としては、自宅療養者・宿泊療養者への健康観察等の適切な対応は自宅療養者等対応強化事業によりフォローがなされており、保健所の体制整備は 7 ページの潜在保健師・看護師人材バンク活用事業により専門人材の確保がなされていることから、「達成できている」としました。

資料 3 の 8 ページを御覧ください。次に、重点施策 1-3 の内容は、「必要に応じて、高齢者施設、繁華街の飲食店の一斉検査（スクリーニング検査）を行うほか、医療機関、高齢者施設、保育園等への抗原簡易キットを活用するなど、検査体制の強化を図ります」

となっております。これに対して事務局としては、高齢者施設、繁華街の飲食店の一斉検査（スクリーニング検査）は行われたものの、医療機関、高齢者施設、保育園等への抗原簡易キットの配布は8月から本格的に実施されることから、現時点では「一部達成できている」としました。

資料3の9ページを御覧ください。次に、重点施策1-4の内容は、「新型コロナ禍の影響が大きい観光関連事業者等に対して、事業存続に向けた適切な支援を行うほか、観光・飲食等の需要回復支援に取り組みます」となっております。これに対して事務局としては、事業存続に向けた適切な支援は商業団体等販売促進支援事業などにより行われているものの、観光・飲食への需要回復支援については、10ページのプレミアム食事券が発行されている一方、11~12ページのプレミアム商品券や観光おもてなしクーポンの取組は準備中であることから、「一部達成できている」としました。

資料3の14ページを御覧ください。次に、重点施策1-5の内容は、「新型コロナ禍の長期化により懸念される、高齢者フレイル（心身の虚弱）などの健康二次被害の予防と対策に取り組みます」となっております。これに対して事務局としては、高齢者フレイル（心身の虚弱）などの健康二次被害の予防と対策は介護予防センターにおいてフレイル予防などの取組が行われていることから、「達成できている」としました。

資料3の15ページを御覧ください。次に、重点施策1-6の内容は、「感染症との共存（ウィズコロナ）時代において、市民が安心し日常生活や経済・文化・スポーツ・教育等の活動を行えるよう、市独自のガイドラインを制定し、フォロー体制を構築します」となっております。これに対して事務局としては、市独自のガイドラインの制定については、国・県の対処方針と乖離が生じることは、市民の混乱を招くため、制定しない方針としているものの、記者会見やSNS等による情報発信を積極的に行っており、フォロー体制の構築はできていることから、「一部達成できている」としました。

資料3の16ページを御覧ください。次に、重点施策1-7の内容は、「新型コロナへの対応について様々な角度から検証し、新たな『感染危機管理マニュアル』を策定します」となっております。これに対して事務局としては、令和3年12月17日に感染症危機管理マニュアルが策定され、それに基づき本庁から保健所へ応援職員の派遣等の対応がなされていることから、「達成できている」としました。

最後に、政策1全体での評価案ですが、これから本格的な取組が始まるものもあるため、「一部達成できている」としました。

以上が政策1の説明になりますが、政策1については事前質問をいただいているため、その内容を御説明します。資料4を御覧ください。こちらは事前に寄せられた質問・意見をまとめた資料でございます。それでは政策1に関わる部分ですが、資料4の2ページを御覧ください。資料3「政策公約対応事業の取り組み状況1年目」の資料について、政策1「迅速かつ適切な新型コロナ対策」に対して1つ質問が寄せられております。内容としましては、「独り暮らし、自家用車のない世帯への検査や治療に対する対応はどうなっているのか。後遺症に悩む人へのフォローなど、更なる対策が必要である」というものでございまして、そちらについての回答は、担当の保健予防課で、さまざまなパタ

ーンに応じた対応を詳細に作成し、資料 4 の最後のページの別紙に記載しております。各パターンの対応についてポイントを絞って説明したいと思います。

まず(1)無症状の方が感染不安を感じる場合ですが、移動手段がない場合は御自身で公共交通機関を利用して移動していただいております。(2)県臨時Webキット検査センターについて、県民で重症化リスクが低くWebを利用できる方については、Webでのキットの申込と検査結果の登録を御案内しているところでございます。(3)症状があり自身で医療機関受診後に陽性となった場合ですが、公共交通機関が利用できませんので、親族等の送迎もできない方に関しては保健所において医療機関から自宅への送迎を行っております。(4)自身で準備した検査キットで陽性判定となった場合ですが、この場合は市の新型コロナ感染症コールセンターへ御連絡いただき、その後の対応を御案内しております。(5)陽性となって療養中に体調が悪化した場合ですが、この場合は市の相談センターで電話を受け、もしくは担当医の判断により医療機関トリアージにつながっておりますが、自身で移動できない場合は保健所での送迎もしております。なお、急激な体調悪化があった場合はためらわずに119番をするように御案内をしているところでございます。(6)としまして、現在さまざまなパターンが想定されますことから、先日設置した八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンターへの相談について、広く周知しているところでございます。また、後遺症に悩む方へのフォローについてでございますが、県では後遺症に悩む方への医療提供体制を準備しておりますが、まずはかかりつけ医など相談していただいておりますが、受診した際に、より専門的な診療が必要という場合には、後方支援的役割を担う医療機関に御案内をしており、八戸圏域の場合は市民病院、赤十字病院、青森労災病院、南部町医療センターが後方的役割を担う医療機関となっております。事前質問への回答は以上でございます。以上で事前質問を含めた政策1の説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

○A委員：

基本的なことですが、9つの政策が掲げられていますが、前にいただいている第7次総合計画の冊子を見ると政策が6つです。これは、組み直したということでしょうか。

○事務局：

総合計画は6つの政策となっておりますが、本日審議いただく9つの政策は、市長が選挙の際に掲げた公約の9つの政策でございます。公約の9つの政策を整理して総合計画の6つの政策にしたということではなく、別々のものでございます。ただし、市長の公約の考え方や方針については、総合計画の中に全て盛り込まれております。

○B委員：

令和3年度の決算額と令和4年度の予算額を比較すると、予算額が大幅に少なくなっている事業がありますが、なぜでしょうか。

○事務局：

主にそういう傾向にあるのはコロナ対策に関する事業ですが、令和3年度は感染症拡大に伴い、それに対応する事業を実施するため、当初予算に加えて補正予算を計上して対応してきたことから、決算額は大きくなってございます。

これに対し、令和4年度の予算額は当初予算額を記載しているため比較すると低く見えるのですが、今年度も国のコロナ対策の臨時交付金等を活用して、年度途中で事業を追加しておりますので、令和4年度の決算額は当初予算額より大きくなるかと考えております。

◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。

それでは、評価に入りたいと思います。政策1の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いしたいと思います。

« 「よろしいと思います」の声 »

では、政策1の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおり決定します。

以上で、政策1「迅速かつ適切な新型コロナ対策」についての審議を終わります。

続きまして、政策2「八戸圏域の特性を活かした経済活性化」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：

政策2を御説明いたします。資料2の3ページをお開きください。政策2「八戸圏域の特性を活かした経済活性化」の内容は、「八戸圏域の農業・畜産・水産の連携を図るほか、産業都市八戸の経済効果を圏域に波及させていきます」となっており、7つの重点施策で構成されております。

資料2の9ページを御覧ください。資料3は17ページをお開きください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策2-1の内容は、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代に向けた『八戸市経済再生ビジョン』を策定し、地域経済の再生・回復を図ります」となっております。これに対して事務局としては、「八戸市経済再生ビジョン」の策定は未策定であるため、達成度は「達成できていない」、一方で、策定に向けたアンケート実施のための取組などは進んでいると考え、進捗度は「順調に進んでいる」としました。

次に、18ページを御覧ください。重点施策2-2の内容は、「水産業の未来を考える『（仮称）八戸水産アカデミー』を設置します。また、養殖事業等の『つくり育てる漁業』の推進に向けた研究会を立ち上げ、多様な水産資源の確保に努めます」となっております。これに対して事務局としては、「水産アカデミー」の設置・運営はなされているものの、「つくり育てる漁業」の推進に向けた研究会の立ち上げは検討中であることから、「一部達成できている」としました。

次に、19ページを御覧ください。重点施策2-3の内容は、「『食のまち・八戸』をテー

マとした観光振興により、八戸圏域の農業・畜産・水産資源を有効活用することで、交流人口や関係人口の増加による圏域全体の経済の活性化を図ります」となっております。これに対して事務局としては、八戸圏域の農業・畜産・水産資源を有効活用はグリーンツーリズムの推進や、21 ページの八戸都市圏交流プラザ「8base」の運営などにより取り組まれているものの、22 ページの湊地区の再整備などの進行中の取組もあることから、「一部達成できている」としました。

次に、25 ページを御覧ください。重点施策 2-4 の内容は、「デジタル関連産業や医療・介護・健康等の『ヘルスケア産業』など、成長産業の集積に向けた企業誘致や事業育成に取り組めます」となっております。これに対して事務局としては、25～29 ページの 5 事業の取組実績から、事業育成は各種奨励金や情報提供により行われているものの、成長産業の集積に向けた企業誘致に関しては「ヘルスケア産業」の誘致等について実績が上がっていないことから、「一部達成できている」としました。

次に、30 ページを御覧ください。重点施策 2-5 の内容は、「経済のグローバル化に向けた北東北の物流拠点としての基盤の整備等、産業インフラをさらに充実させ企業誘致に努めます」となっております。これに対して事務局としては、企業誘致のための取組はポートセールス等により行われているものの、基盤の整備等に関しては新産業団地の整備等が進行途中であることから、「一部達成できている」としました。

次に、37 ページを御覧ください。重点政策 2-6 の内容は、「地域の雇用と経済を支える中小企業・小規模企業の振興条例を制定し、効果的な運用により地域経済の活性化を図ります」となっております。これに対して事務局としては、中小企業・小規模企業の振興条例については今年 3 月に制定され 4 月から施行されているものの、効果的な運用については、条例周知の取組や中小企業小規模企業振興会議の運営が進行途中であることから、「一部達成できている」としました。

次に、38 ページを御覧ください。重点政策 2-7 の内容は、「次代の経済活性化に向けて起業家を支援するプラットフォームを構築し、起業家同士の交流や起業を志す若者や女性に対する起業支援体制を拡充することで、『創業拠点都市・八戸』を目指します」となっております。これに対して事務局としては、起業家を支援するプラットフォームの構築は「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」により行われているものの、起業家同士の交流や起業を志す若者や女性に対する起業支援については体制の拡充には至っていないことから、「一部達成できている」としました。

最後に、政策 2 全体での評価案ですが、未達成の取組や、更なる推進が必要な取組もあるため、「一部達成できている」としました。以上で政策 2 の説明を終わります。

#### ◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

#### ○C委員：

重点施策の 2-2 八戸水産アカデミーについて、評価が「一部達成できている」ということで、評価はこれでよいと思うのですが、水産業は水産加工など裾野が広い産業で、

私も仕事柄、関心を持っております。水産アカデミーは目的があってやられていると思うのですが、養殖事業の視察はどのような方を対象にしているのでしょうか。また、アカデミーに参加している方々からどのような意見が出ているのでしょうか。

○事務局：

今の御質問につきましては、これから担当課に確認して、委員会の中で回答させていただきます。

○B委員：

同じく水産アカデミーについて、今年度の予算額が前年度の決算額よりも増えていますが、増えた理由やポイントをお知らせいただきたいです。

○事務局：

令和4年度の予算額に比べ、令和3年度の決算額は少額となっておりますが、令和3年度はアカデミーの立ち上げのための事前準備の経費のみの支出のため、少額になっております。令和4年度の予算につきましては、アカデミー運営のための経費として、講演を行っていただく専門家への謝礼や費用弁償、養殖業の視察のための旅費などを計上しているため、予算額が増額しているものでございます。

○D委員：

視察先として鳥取を選定した理由は何ですか。

○事務局：

担当課に確認して回答させていただきます。

◎委員長：

他に御質問はございませんか。

○事務局：

政策2の評価ですが、先ほどの質問について現在担当課に確認しており、回答できていないものがございますので、その質問の回答が終わってから評価をお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎委員長：

委員の皆様、そういう御説明がありました。それでよろしいでしょうか。

○D委員：

もう1つ質問よろしいでしょうか。2-5 産業インフラの充実と企業誘致について、新産業団地整備・開発推進事業とありますが、これは北インターのそばで開発しているのでしょうか。

○事務局：

はい、そのとおりです。北インター第2工業団地で、これから整備していくことにな

っております。

○D委員：

企業の立地が進めばよいなと思っていますので、市長のトップセールスに期待します。

◎委員長：

他に御質問はございませんか。それでは、政策2の評価は保留として進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、政策3「持続可能なより良い社会の実現」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

政策3を御説明いたします。資料2の3ページをお開きください。

政策3「持続可能なより良い社会の実現」の内容は、「SDGsへの理解、環境問題やデジタル社会への対応を図り、持続的な発展を目指します」となっており、3つの重点施策で構成されております。

資料2の11ページを御覧ください。また、資料3は40ページを御覧ください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策3-1の内容は、「SDGs（持続可能な開発目標）に対する市民の理解と取り組みを推進するために、教育機関・企業・関係団体等への情報発信や啓発活動を行います」となっております。これに対して事務局としては、啓発活動については市民向けの講座などが行われているものの、教育機関・企業・関係団体等への情報発信については充分に行われていないことから、「一部達成できている」としました。

次に、41ページを御覧ください。重点施策3-2の内容は、「再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化への取り組みを通じて、経済・社会・環境のバランスの取れた、グリーン・循環型社会の実現を目指します」となっております。これに対して事務局としては、脱炭素化への取組については41、42ページの両事業ともに具体的な取組が行われていないため、達成度は「達成できていない」、取組の方向性についても検討に留まっているため、進捗度は「あまり進んでいない」としました。

次に、43ページを御覧ください。重点施策3-3の内容は、「行政・市民生活のデジタル化を加速させ、効率的かつ安全・安心な行政サービスを提供するために、民間人材の登用も視野にデジタル推進室を設置します」となっております。これに対して事務局としては、今年4月にデジタル推進室が設置されているため、「達成できている」としました。

最後に、政策3全体での評価案ですが、達成している取組があるものの、未達成の取組や、更なる推進が必要な取組もあるため、「一部達成できている」としました。

以上が政策3の説明になりますが、政策3については事前意見をいただいているため、その内容を御説明します。

資料4の2ページを御覧ください。まず御意見の1つ目ですが、「再生可能エネルギー促進の風潮ではあるが、風力やソーラー発電に関わる開発は自然環境や景観への影響が

大きく慎重に対処してほしい。また将来の老朽化による撤去まで含めた再エネ事業としてほしい」というものでございまして、担当である環境政策課からの回答は、「八戸市グリーン社会推進プロジェクト庁内検討会において、公共施設への再エネ設備導入の可能性等について調査を進めているところですが、いただいた御意見を踏まえながら具体的な取組を検討してまいります」ということでございます。

続いて3ページを御覧ください。2つ目の御意見でございます。「行政・市民生活のデジタル化は早急に進めるべきである。また、災害時の停電や不測の事態等を視野に入れた取組も必要である」というものでございました。こちらの御意見に対する回答でございますが、「デジタル化の推進にあたっては、今年7月に『八戸市デジタル推進計画の策定に関する基本方針』を策定しまして、市民サービスや行政のデジタル化を加速させるとともに、地域社会のデジタル化の推進を図るための目標を定め、その達成に向けて取組を推進することとしております。また、八戸市デジタル推進本部や、外部の有識者で構成される八戸市デジタル推進懇談会を開催するなど、今年度中に八戸市デジタル推進計画の策定に向けて取組を進めていますが、災害時の停電や不測の事態等を視野に入れた取組についても、『八戸市デジタル推進計画』で検討してまいりたい」という回答でございました。以上で事前意見を含めた政策3の説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

○C委員：

3-3 行政のデジタル化体制強化事業ですが、デジタル推進室を設置したことにより評価が「達成できている」となっているのですが、そもそもデジタル推進室を立ち上げることが目的ではなく、実際に市民サービスや行政のデジタル化を加速させる、例えばハンコをなくすとか、戸籍関係書類のコンビニでの取得率を上げるとか、具体的なKPIを立てることのほうが大切なのではと思います。

○事務局：

今の件につきまして、資料3の43ページを御覧ください。各期間の取組実績の部分にデジタル推進室における取組を記載してございます。デジタル推進本部と庁内連絡会議を設置しまして、7月にはデジタル推進計画策定に向けた基本方針を策定しております。今後、デジタル推進計画を策定する予定としており、その中で行政のデジタル化の事業や、行政以外のデジタル化に関わる取組も掲載し、KPIを設定して進捗管理を行っていく予定としております。

○C委員：

分かりました。

○事務局：

今の御質問は、評価の妥当性に関するものかと思いますが、これはあくまで事務局案

でございます。

公約の「デジタル推進室を設置します」に対して、事務局としては「達成できている」と評価をしたところではありますが、捉え方によって評価のポイントが違ってくるものと思われるので、皆さんに定性的、総合的に評価をしていただきたいと考えております。例えば、事務局案の「達成できている」はアウトプットで評価をしておりますが、これから発生する成果もしっかり評価の視点に取り入れ、いわゆるアウトカムで評価するというのであれば、「一部達成できている」になるものと考えております。

○C委員：

私はやはりデジタル推進室の設置が目的ではないように思いますので、「一部達成できている」がよいと思います。

○E委員：

私も同じ意見で、デジタル推進室は目的ではないと思います。設置をしたうえで何をするか、何ができるかが重要だと思いますので、「一部達成できている」が妥当だと思います。

○B委員：

デジタル推進室を設置することが目的であれば「達成できている」でよいと思うのですが、行政のデジタル化体制強化事業となるとやはりちょっと違ってくると思います。

○事務局：

市長の公約は、任期4年間で達成していくことが大前提ですので、そういう意味では、設置が目的ではなくて、そこからスタートしてどのように行政のデジタル化や地域全体のデジタル化を進めていくかというところに力点が置かれるべきだと我々も思っています。4年間掛けてしっかり取り組むにあたり、委員の皆さまから効果的に推進させるための御意見もいただきたいと考えています。

◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。それでは評価に移りたいと思いますが、皆さまの御意見を踏まえ「一部達成できている」でよろしいでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

○事務局：

それでは3-3は「一部達成できている」に変更するということではよろしいでしょうか。政策3の全体の評価については、事務局案では「一部達成できている」としてありますが、それは変更なしでよろしいですか。

« 「よろしいと思います」の声 »

◎委員長：

ありがとうございます。以上で、政策3「持続可能なより良い社会の実現」についての審議を終わります。

○事務局：

先ほどの政策2の水産アカデミーの御質問について、担当課から聞き取りを行いましたので、ここで回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局：

水産アカデミー担当の水産事務所に確認いたしました。まず、水産アカデミーではどのような意見が出ているかという御質問でございますが、水産アカデミーはこれまで5月に第1回、8月に第2回目を開催しております。両方とも水産業全体を知ろう、情報共有しよう、ということで講演会を開催したもので、まだ意見を交わすような議論は行っていないということでございました。

なお、2回目の水産アカデミーでは、水産庁の職員が「養殖業の成長産業化について」というテーマで講演をされております。この講演会を受けまして、市では、皆さんの意見を聞きながら養殖について検討していく専門部会を設ける方向で検討しているところです。

また、養殖事業の視察についての御質問でございますが、6月23日の境港市への視察につきましては、市から市長と水産事務所の職員2名、民間の株式会社八戸魚市場から2名の職員が参加しております。視察先として鳥取県境港市を選定した理由といたしましては、サバの陸上養殖に取り組んでいる先進地であることから選定したものでございます。

◎委員長：

ありがとうございます。今の説明につきまして、御意見・御質問はありますか。

それでは評価に入りたいと思います。政策2の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いいたします。

« 「よろしいと思います」の声 »

◎委員長：

ありがとうございます。それでは、政策2の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおり決定します。

続きまして、政策4「スポーツ&文化で地域と経済の活性化」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

政策4を御説明いたします。資料2の4ページをお開きください。

政策4「スポーツ&文化で地域と経済の活性化」の内容は、「スポーツ・文化に関連する施設を連携し有効活用しながら活性化に繋がります」となっており、4つの重点施策で構成されております。

資料 2 の 12 ページを御覧ください。資料 3 は 44 ページを御覧ください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策 4-1 の内容は、「スポーツを通じた人材の育成、健康寿命の延伸、スポーツ産業の振興による地域の活性化に向けて、『(仮称) スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会』を立ち上げます」となっております。これに対して事務局としては、八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会が設置され、今年 5 月 24 日に会議が開催されているため、「達成できている」としました。

次に、45 ページを御覧ください。重点施策 4-2 の内容は、「八戸市体育館の建て替え構想に際し、従来のスポーツ競技や観戦のほか、避難所・各種コンベンションの開催など多目的利用が可能な施設を検討します」となっております。これに対して事務局としては、現在、建て替えに関する基本構想の策定作業中であるため、達成度は「達成できていない」、検討委員会の開催やパブリックコメントの実施はされているため、進捗度は「順調に進んでいる」としました。

次に 46 ページを御覧ください。重点施策 4-3 の内容は、『『北東北のコンベンションシティ八戸』を掲げ、イベントや会議などの誘致を積極的に進めると共に、八戸市の魅力を発信し経済波及効果を創出します』となっております。これに対して事務局としては、イベントや会議などの誘致は、誘致に係る補助金の実施により行われているが、魅力発信についてはWEBやSNSでの発信がされている一方、首都圏等での積極的な売り込みは未実施であると考え、「一部達成できている」としました。

次に、47 ページを御覧ください。重点施策 4-4 の内容は、「中心市街地において、商業機能や公共施設と文化事業（美術・文学・演劇・音楽）との連携によるエリアマネジメントに取り組み、市民のコミュニティ豊かな魅力ある街づくりを目指します」となっております。これに対して事務局としては、商業機能や公共施設と文化事業（美術・文学・演劇・音楽）との連携によるエリアマネジメントは美術館やブックセンターでの取組により行われているものの、市民のコミュニティ豊かな魅力ある街づくりについては中心街ストリートデザインの取組が進行中であることから、「一部達成できている」としました。

最後に、政策 4 全体での評価案ですが、未達成の取組や、更なる推進が必要な取組もあるため、「一部達成できている」としました。以上で政策 4 の説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

○F 委員：

資料 3 の 46 ページの施策 4-3 のコンベンションシティ八戸についてですが、イベントや会議、学会などを八戸で開催しようとする、たいいてい部屋が足りません。発表する部屋が 5 部屋くらい必要なのですが、それを確保できる場所がないのが実態です。ユートリもそこまで部屋数がなく、大学で開催すると場所が非常に不便なのでバスや昼食の用意が必要となります。もう少しふさわしい場所があるとよいなと思っています。現状、複数の部屋を使うような会議や学会を開催する場合は、どのような施設を使ってい

るのでしょうか。

○事務局：

規模にもよりますが、ホテルを使うことが多いと思います。学会などで分科会に分かれる場合、中心街周辺には公会堂、美術館、はっちなどの施設がございますので、それらを何箇所か使う方法はあるのかもしれませんが。

○F委員：

1つの建物に全ての部屋がなくて、分散型でもよいのですが、なるべく交通の便がよくて昼食がとりやすい、そういう場所を想定できればよいと思います。

○事務局：

実際に学会を開催される立場からの御意見として、VISITはちのへと観光課にもお伝えしたいと思います。

○E委員：

会場の広さや収容人数などのコーディネート機能をどこかが担ってくれれば、非常に誘致しやすいと思います。2つの建物に分かれる場合でも、近ければそれぞれ行ったり来たりできると思いますが、実際にやろうとすると主催者側が全部調べなくてはいけないという手間が発生するので、大きな学会などを誘致するのであれば、例えばVISITはちのへなどがコーディネートしてくれると主催者もやりやすくなると思います。

◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。

それでは、評価に入りたいと思います。政策4の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いしたいと思います。

« 「よろしいと思います」の声 »

では、政策4の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおり決定します。以上で、政策4「スポーツ&文化で地域と経済の活性化」についての審議を終わります。

それでは、換気のため、休憩時間を取りたいと思います。5分後に再開しますので、それまでに席にお戻りくださるようお願いいたします。

« 休憩・換気 »

◎委員長：

それでは再開いたします。政策5「安心・安全な市民の暮らしを守る」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

政策5を御説明いたします。資料2の4ページをお開きください。

政策5「安心・安全な市民の暮らしを守る」の内容は、「超高齢社会への対応、障がい

のある方への日常生活支援、大規模災害への対応を図ります」となっており、5つの重点施策で構成されております。

資料2の13ページをお開きください。資料3は49ページを御覧ください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策5-1の内容は、「超高齢社会に向けて、医療・介護・予防等の生活支援を総合的に推進するために、デジタルシステムを活用した『地域共生社会』の実現を目指します」となっております。これに対して事務局としては、デジタルシステム（ICTツール）は利用されているものの、活用促進に向けた取組は一部未実施のものもことから、「一部達成できている」としました。

次に、50ページを御覧ください。重点施策5-2の内容は、「介護人材を確保するため、資格取得支援、人材育成、町内会単位での支援体制の整備、市独自のヘルパー制度（軽度者に対するサービス提供）の創設などに取り組みます」となっております。これに対して事務局としては、人材育成と町内会単位での支援体制の整備は中高生への情報発信や地域包括支援センターの設置により行われているものの、資格取得支援、市独自のヘルパー制度（軽度者に対するサービス提供）の創設については具体的な取組が未実施であることから、「一部達成できている」としました。

次に、53ページを御覧ください。重点施策5-3の内容は、「医療・介護の連携をより一層推進させ、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる仕組みづくりを目指すと共に、終末期医療体制の整備に取り組みます」となっております。これに対して事務局としては、終末期医療体制の整備はがん対策事業や看取りケアに関する研修等により行われているものの、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる仕組みづくりについては十分でないことから、「一部達成できている」としました。

次に、56ページを御覧ください。重点施策5-4の内容は、「障がい者の就業定着と就業機会の選択が広がるよう、事業者の理解促進に努めると共に就業支援の相談機能の充実を図ります」となっております。これに対して事務局としては、事業者の理解促進は研修会の開催や就労サポーターの養成により行われており、就業支援の相談機能の充実支援学校での説明会開催等により行われていることから、「達成できている」としました。

次に、59ページを御覧ください。重点施策5-5の内容は、「多発する異常気象や、将来発生が予想される巨大地震とそれに伴う津波など、大規模災害から市民の生命と財産を守るため、防災・危機管理部門を強化します」となっております。これに対して事務局としては、防災・危機管理部門の強化は今年2月の新型コロナ対策本部の事務局機能の防災危機管理への移転や、4月の防災危機管理課のグループ増設により図られていることから、「達成できている」としました。

最後に、政策5全体での評価案ですが、更なる推進が必要な取組もあるため、「一部達成できている」としました。以上で政策5の説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

○E委員：

重点施策の 5-5 について、体制強化に向けた検討・協議を行うと記載がありますが、防災マニュアルの見直しや、避難所運営などの計画の見直しも入るということでよろしいでしょうか。

○事務局：

まずは危機管理体制強化のため、4 月から防災危機管理課を 2 グループ体制に強化しております。さらに、指揮系統の体制強化、関係部署との機動的な連携、有事の際の的確な対応などの危機管理について継続して検討を行うものです。

○E委員：

最近、大きな水害の発生や、ため池が氾濫して思わぬ被害が発生したり、人が亡くなったり想定外のことが起きているので、地域の特徴に沿った避難の仕方など、防災マニュアルの見直しを随時していく必要があると思うのでお願いしたいです。

○D委員：

5-2 ですが、町内会単位での支援体制の整備は、どのようなことが行われているのでしょうか。

○事務局：

資料 3 の 51 ページを御覧ください。地域包括支援センター運営事業において、町内見守りネットワークの取組が 38 町内で行われております。

◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。

それでは、評価に入りたいと思います。政策 5 の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いしたいと思います。

« 「よろしいと思います」の声 »

では、政策 5 の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおり決定します。

以上で、政策 5 「安心・安全な市民の暮らしを守る」についての審議を終わります。

続きまして、政策 6 『子どもファースト事業』の展開について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

政策 6 を御説明いたします。資料 2 の 5 ページをお開きください。

政策 6 「『子どもファースト事業』の展開」の内容は、「『子どもの未来は社会の未来』との考えのもと、子育て支援や教育の充実に努めます」となっており、4 つの重点施策で構成されております。

資料 2 の 14 ページを御覧ください。資料 3 は 60 ページを御覧ください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策 6-1 の内容は、「子ども医療費助成の対象拡充、子育て支援の充実、学校施設の老朽化対策など、子どもや子育て世代にやさしい子どもファーストの事業に取り組みます」となっております。これに対して事務局としては、学校施設の老朽化対策は着実に実施しているが、子ども医療費助成の対象拡充については所得制限の緩和は行ったが対象範囲の拡充は検討中であること、子育て支援の充実については障がい児支援や放課後児童支援の補助内容の充実を図っているが、こどもの国の大型複合遊具の供用開始はこれからであることなどを踏まえ、「一部達成できている」としました。

次に、65 ページを御覧ください。重点施策 6-2 の内容は、「幼児保育の重要性の認識や職場環境の改善を図り、人材の確保に努めると共に、幼児教育の質の向上に向けた研修体制や小学校との円滑な接続を図るカリキュラムを構築します」となっております。これに対して事務局としては、人材の確保や幼児教育の質の向上に向けた研修は資格取得支援や研修会の開催により行われているものの、小学校との円滑な接続を図るカリキュラムの構築は未構築であることから、「一部達成できている」としました。

次に、70 ページを御覧ください。重点施策 6-3 の内容は、「学校のプログラミング教育や国際交流事業のさらなる充実を図り、未来の八戸を担う子どもたちの学びを支えます」となっております。これに対して事務局としては、国際交流事業はコロナ禍においてもオンラインの活用により積極的に行われている一方、プログラミング教育については、行われているが更なる拡充については未実施であることから、「一部達成できている」としました。

次に、73 ページを御覧ください。重点施策 6-4 の内容は、「食品関連事業者や関係団体などとの連携の下に、子ども食堂の支援に努めます」となっております。これに対して事務局としては、食品関連事業者や関係団体などとの連携について具体的な取組は未定であることから、達成度は「達成できていない」、連携に向けて関係団体との協議に留まっていることから、進捗度は「あまり進んでいない」としました。

最後に、政策 6 全体での評価案ですが、達成に向けて更なる推進が必要な取組や、未達成の取組があるため、「一部達成できている」としました。

以上が政策 6 の説明になりますが、政策 6 については事前意見をいただいているため、その内容を御説明します。

資料 4 の 3 ページを御覧ください。御意見の内容は、『子どもファースト』の一つとして小中学校校舎の雨漏り補修は急いでほしい。また冷暖房設備に加えて換気設備を設けて、窓開け換気が不要な教室にしてほしい」というものでございました。回答といたしましては、「補修については学校から各種の補修要望を受けて優先順位をつけて行っており、特に雨漏りは教育活動に支障をきたすものであるため、順次補修しております。また、換気は窓や扉を適宜開けて行うことを想定していますが、換気設備の設置については現場の意見要望を基に各自治体の設置状況も含めて研究してまいります」となっております。以上で事前意見を含めた政策 6 の説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

○B委員：

小・中学校の外壁について、コンクリートで暗い印象なので、綺麗な色彩を施して欲しいと思います。冷房の設置など内部の整備も大切ですが、外壁が明るくなることで子どもたちが学校に行きたいと思えるような雰囲気になるとと思います。

また、こどもの国について、遊具が色あせていたり、動物はサルとリスなどの小動物しかいないので、遊具と動物の充実が必要だと思います。「こどもの国」という名前にふさわしい環境整備をお願いしたいです。

○D委員：

6-3について、家庭によっては、子供が学校からタブレットを持ってきてもWi-Fiを備えるだけの経済的な余裕がないという話を聞いたことがあります。それに対して、何か配慮できる予算はあるのでしょうか。

○事務局：

インターネット環境がない家庭に対応するため、貸出用のモバイルルーターを令和3年度に550台整備しております。

○B委員：

6-4の子ども食堂について、聞くところによると、いつも多くの方が来るのですが、そんなに困っていない人ばかり来ているという話を聞きます。子育て支援にしてもそうですけれど、地域支援センターに来る人は意外といきいきしているお母さん達です。本当に困っている方に支援を届ける仕組みが必要だと思います。

○D委員：

八戸では子どもの貧困はどの程度あるのでしょうか。

○事務局：

担当課に確認して後ほど回答いたします。

◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。

それでは、評価に入りたいと思います。政策6の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いしたいと思います。

« 「よろしいと思います」の声 »

では、政策6の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおり決定します。

以上で、政策6『子どもファースト事業』の展開についての審議を終わります。

続きまして、政策7「多様な市民力を地域の活力に」について、事務局より説明を願

いします。

#### ○事務局：

政策7について御説明いたします。資料2の5ページをお開きください。

政策7「多様な市民力を地域の活力に」の内容は、「若者・女性の活躍、シニア世代のスキル活用など、多様な人材が活躍できる八戸を目指します」となっており、6つの重点施策で構成されております。

資料2の15ページを御覧ください。資料3は74ページを御覧ください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策7-1の内容は、「高校・大学卒業を機に転出した若者・女性に向けた『ふるさとメール便』・『ふるさと情報アプリ』の導入やリモートワーカー等の積極的な受け入れにより、若者・女性の移住促進に取り組みます」となっております。これに対して事務局としては、高校・大学卒業者に向けたメールやSNSによる情報発信やリモートワーカーの受け入れに向けたネット広告・PR動画の作成は行われているものの、若者・女性に絞った取り組みは充分でないと考え、「一部達成できている」としました。

次に、76ページを御覧ください。重点施策7-2の内容は、「産業界と教育界の連携を図り教員、生徒、保護者を対象とした地域における産業教育の充実により、大学生や高校生の地元定着を図ります」となっております。これに対して事務局としては、地元定着を図るための小学生から大学生を対象とした地元企業を学ぶ機会の創出は行われているものの、産業界と教育界の連携は産学官連携推進事業で取り組む予定の八戸地域学の開講など、これからの取組もあることから、「一部達成できている」としました。

次に、78ページを御覧ください。重点施策7-3の内容は、「若者・女性にとって魅力ある街づくりをビジョンに掲げ『(仮称) まちの魅力創生ネットワーク会議』を立ち上げます」となっております。これに対して事務局としては、「まちの魅力創生ネットワーク会議」が立ち上げられているが、会議からの提言による事業化の検討はこれからであることから、「一部達成できている」としました。

次に、79ページを御覧ください。重点施策7-4の内容は、「社会人を対象に、資格、技術、技能、専門知識の習得など、地域や企業に役立つ人材を育てるための学びの場として『(仮称) キャリア教育講座』を設置します」となっております。これに対して事務局としては、「(仮称) キャリア教育講座」は未設置であるため、達成度は「達成できていない」、現在、ニーズ調査や講座の実施内容の検討に留まるため進捗度は「あまり進んでいない」としました。

次に、80ページを御覧ください。重点施策7-5の内容は、「シニア世代の資格や技術・技能・専門知識などのキャリアを活かし、中小企業の人材不足と経営再生を支援するため、人材(スキル)を登録し、マッチングを支援する仕組みづくりに取り組みます」となっております。これに対して事務局としては、人材(スキル)を登録し、マッチングを支援する仕組みづくりは無料職業紹介所やウェブサイトの運営がなされているものの、シルバー人材センター等の外部団体との連携は検討中であることから、「一部達成できて

いる」としました。

次に、82 ページを御覧ください。重点施策 7-6 の内容は、「地域の協力を得ながら、高齢者サロン・老人クラブ等の高齢者の生きがいづくり活動を支援すると共に、高齢者の社会参加の促進を図ります」となっております。これに対して事務局としては、高齢者サロン・老人クラブ等の高齢者の生きがいづくり活動支援は各種サロンの開催や老人クラブへの補助金交付により行われており、高齢者の社会参加の促進についても鷗盟大学の運営やシニアはつらつポイント事業により行われていることから、「達成できている」としました。

最後に、政策 7 全体での評価案ですが、達成に向けて更なる推進が必要な取組や、未達成の取組があるため、「一部達成できている」としました。以上で政策 7 の説明を終わります。

#### ◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

特にございませんでしょうか。それでは、評価に入りたいと思います。政策 6 の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いしたいと思います。

« 「よろしいと思います」の声 »

では、政策 7 の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおり決定します。

以上で、政策 7 「多様な市民力を地域の活力に」についての審議を終わります。

続きまして、政策 8 「暮らしやすく人に優しいまちづくり」について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局：

政策 8 を御説明いたします。資料 2 の 6 ページをお開きください。

政策 8 「暮らしやすく人に優しいまちづくり」の内容は、「それぞれの地域の特色を活かすと共に、身近な歩道の整備などに配慮したまちづくりを目指します」となっており、4 つの重点施策で構成されております。

資料 2 の 16 ページを御覧ください。資料 3 は 86 ページを御覧ください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策 8-1 の内容は、「地域の活力を維持するために『コンパクト＆ネットワーク』の街づくりを推進すると共に、地域らしさを創出するための協働のまちづくりを推進します」となっております。これに対して事務局としては、地域らしさを創出するための協働のまちづくりは地域の底力実践プロジェクトにより行われているものの、「コンパクト＆ネットワーク」の街づくりについては立地適正化計画の改定や売市第 3 地区の整備など取組が進行中であることから、「一部達成できている」としました。

次に、89 ページを御覧ください。重点施策 8-2 の内容は、「市民にとって身近な公園や歩道の整備、公共施設等の保守・修繕・バリアフリー化を進め、人にやさしい街づく

りを推進します」となっております。これに対して事務局としては、公園や歩道の整備、公共施設の保守・修繕・バリアフリー化は一部実施済みのももあるが、多くが進行中であることから、「一部達成できている」としました。

次に、94 ページを御覧ください。重点施策 8-3 の内容は、「空き家の適正管理を進めるほか、空き家のリフォームやリノベーションによる転用などの利活用を促進します」となっております。これに対して事務局としては、空き家の適正管理は相談受付、現場対応や啓発活動により行われており、利活用の促進については、空き家流通促進事業補助金や空き家のポータルサイトの運営などにより行われていることから、「達成できている」としました。

次に、96 ページを御覧ください。重点施策 8-4 の内容は、「市民と共に創る『市民目線のまちづくり』を目指して、『(仮称) 市長との公民館サロン』を開設し、開かれた市政を実現します」となっております。これに対して事務局としては、「市長との公民館サロン」は開設されているが、現在各地域で開催中であり、2 年かけて全地区で開催予定であることから、「一部達成できている」としました。

最後に、政策 8 全体での評価案ですが、達成に向けて更なる推進が必要な取組や、未達成の取組があるため、「一部達成できている」としました。

以上が政策 8 の説明になりますが、政策 8 については事前意見をいただいているため、その内容を御説明します。資料 4 の 3 ページを御覧ください。御意見の内容でございますが、「空き家活用の方法論も大事だが人口減少が進行する中で現実的には解体を選択した方が適切なケースが多いと考える。空き家解体に向けての方法論も検討してほしい」というものでございました。回答といたしましては、「市では空家等対策の基本方針の一つとして、空き家等の適切な管理の促進を掲げております。空家等の管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において適切に行うべきであるため、空家等の所有者に対し、適切な管理に関する周知等を行っております。なお、国において一定の要件を満たすことで、空家解体後の土地の譲渡所得に関する税制優遇措置を受けられる特例制度を設けておりますので、これらも周知拡大を行ってまいります」となっております。以上で事前意見を含めた政策 8 の説明を終わります。

#### ◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

#### ○F 委員：

空き家について、空き家の改修をして利活用する場合には金融機関のリフォームローンがあると思うのですが、もし解体する場合、解体ローンはあるのでしょうか。

#### ○C 委員：

あります。また、細かいですが、リフォームローンも自分の名義もしくは家族の名義でなければローンの対象にはなりません。所有権が移ってからになります。

#### ○E 委員：

96 ページの市長との公民館サロン開催事業について、たぶん夕方からやっていると思うのですが、以前やられていた時には、町内会長さん方が参加されていて若い人たちがほとんどいなかったのですが、最近はどうなのでしょう。若い方たちや子育て世代の方を含めたサロンが開催されていればよいと思います。

#### ○事務局：

市長との公民館サロンにつきましては、現在は各地区の現状や課題について市長と地域の方々が気軽な雰囲気の中で意見交換をするという方法で開催しております。参集範囲につきましても、テーマを事前に決めた上で、そのテーマに沿った方々に参加いただいております。例えば、南郷地区で開催した際には、テーマが農業の振興でしたので、移住されて農業をされている方が参加して意見を述べていらっしゃいました。

#### ○B委員：

市長との公民館サロンについて、各地区で開催した内容が詳しく広報はちのへに載っていたように思うのですが、それに加えて、1 年間の開催結果について地区とそれぞれのテーマを一覧表にして掲載してはどうかと思います。1 年間の各地区のテーマだけでよいと思いますので、一覧で市民に周知しておくのもよいのかなと思いました。

#### ◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。

それでは、評価に入りたいと思います。政策 8 の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いしたいと思います。

« 「よろしいと思います」の声 »

では、政策 8 の各重点施策と政策の評価については、評価案のとおり決定します。

以上で、政策 8 「暮らしやすく人に優しいまちづくり」についての審議を終わります。

続きまして、政策 9 「経営感覚を持った行財政運営」について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局：

政策 9 を御説明いたします。資料 2 の 6 ページをお開きください。

政策 9 「経営感覚を持った行財政運営」の内容は、「民間企業との交流の推進や、市長と市職員との率直な意見交換を通じ、行政組織を活性化させます」となっており、4 つの重点施策で構成されております。

資料 2 の 17 ページを御覧ください。資料 3 は 97 ページを御覧ください。重点施策の内容と、重点政策に対する事務局の評価案を順番に御説明します。

まず、重点施策 9-1 の内容は、「持続可能な財政運営に向け、大型公共施設の維持管理コストと財源の見通しを公開し、併せて施設の有効利用を図ることにより費用対効果を高めます」となっております。これに対して事務局としては、大型公共施設の維持管理

コストと財源の見通しは未公開であるため、達成度は「達成できていない」、一方で、今年度の公表に向けて施設カルテの取りまとめが進んでいることから、進捗度は「順調に進んでいる」としました。

次に、98 ページを御覧ください。重点施策 9-2 の内容は、「市長と市職員との活発な意見交換を通じ、行政組織をより活性化させ行政改革と市民サービスの質の向上につなげます」となっております。これに対して事務局としては、市長と市職員との意見交換は職員研修での市長講話や意見交換は行われているものの、講話の回数の方が多く、意見交換が十分ではないことから、「一部達成できている」としました。

次に、99 ページを御覧ください。重点施策 9-3 の内容は、「民間企業との交流をより推進し、経営感覚やスキルを取得することによって、八戸市のまちづくり経営の事業や施策に反映させます」となっております。これに対して事務局としては、民間企業との交流については未実施であるため、達成度は「達成できていない」、現在、交流内容の調査・検討に留まるため、進捗度は「あまり進んでいない」としました。

次に、100 ページを御覧ください。重点施策 9-4 の内容は「健康増進、子育て支援などの機能を備えた市民向けアプリを開発し、市民満足度の向上を図ります。また、アプリに市民の意識や満足度を把握できる機能も備えることで市政の改善に活かします」となっております。これに対して事務局としては、アプリの開発については開発途中であるため、達成度は「一部達成できている」、子育て支援アプリについては提供時期も決まり、また、健康アプリについても開発が進んでいるため、進捗度は「順調に進んでいる」としました。

最後に、政策 9 全体での評価案ですが、達成に向けて更なる推進が必要な取組や、未達成の取組があるため、「一部達成できている」としました。

以上が政策 9 の説明になりますが、政策 9 については事前意見をいただいているため、その内容を御説明します。

資料 4 の 2 ページを御覧ください。意見の内容でございますが、「評価案の半分以上が達成できていないことから、『達成できていない』が妥当ではないか」という御意見でございます。回答といたしましては、政策 9 を構成する 4 つの重点施策のうち 3 つは「達成できていない」としてありますが、重点施策 9-2 につきましても公約に掲げております「市長と市職員との意見交換」が行われており、行政組織の活性化に向けた取組は一部行われていると判断されますので、政策の 9 全体でも「一部達成できている」としてあります。事務局においては、このように考えたところでございますが、是非このあと委員の皆様によって審議していただければと考えております。以上で事前意見を含めた政策 9 の説明を終わります。

#### ◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

#### ○D委員：

98 ページの市長講話について、市長の講話に対して質問したりするということですか。

それとも市長が一方的に八戸市をこのようにしたいという熱い思いを語るだけですか。

○事務局：

講話なので、市長からお話をするということになっております。

○D委員：

市長が職員の皆さんからの提案や意見を聞く機会はまだないということですか。

政治家としての市長の意見も大事ですが、職員のみなさんはプロでいらっしゃるので、八戸が良くなるための意見をお持ちだと思います。職員の皆さんの熱い思いを市長が聞く機会をぜひ設けていただきたいと思います。

○C委員：

重点施策 9-1 の公共施設マネジメント推進事業について、97 ページに公共施設マネジメントの推進に係る基本方針に基づく取組を推進するとあり、1 年目の取組として施設カルテ 430 施設を更新と記載されています。どの施設が大型公共施設に該当するかは分からないのですが、主だった大きい施設だけでもピックアップして早めに公開したほうがよろしいと思います。

○B委員：

事前意見で、重点施策 4 つのうち 3 つが「達成できていない」であることから、政策 9 全体の評価も「達成できていない」のほうがよいのでは、という意見がありましたが、9-4 の評価は子育てアプリが運用を開始しましたので「一部達成できている」がよいのではないかと思います。ですから政策 9 全体の評価も「一部達成できている」でよいと思います。

○事務局：

8 月 19 日に子育てアプリの運用を開始しましたが、この資料は 7 月末現在で作成しておりましたので、評価案を「達成できていない」としていたものでございます。

◎委員長：

他に御意見・御質問はございませんか。

それでは、評価に入りたいと思います。政策 9 の各重点施策と政策の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見をお願いしたいと思います。

○C委員：

9-4 は「一部達成できている」がよいと思います。

◎委員長：

それでは、9-4 は「一部達成できている」に変更でよろしいでしょうか。

« 「よろしいと思います」の声 »

では、そのように変更ということで決定いたします。以上で、政策 9 「経営感覚を持つ

た行財政運営」についての審議を終わります。

それでは最後に、政策公約全体の評価について事務局より説明をお願いします。

○事務局：

最後に、政策公約全体での評価案についてですが、まず各政策の評価について確認をしたいと思います。資料2の8ページを御覧ください。

まず、政策1の評価は「一部達成できている」となっております。

続きまして、政策2の評価も「一部達成できている」となっております。

続きまして、政策3は重点施策3-3の評価が「一部達成できている」に変更となりました。全体の評価は「一部達成できている」となっております。

続きまして、政策4の評価は「一部達成できている」となっております。

続きまして、政策5の評価は「一部達成できている」となっております。

続きまして、政策6の評価は「一部達成できている」となっております。

続きまして、政策7の評価は「一部達成できている」となっております。

続きまして、政策8の評価は「一部達成できている」となっております。

そして最後に政策9ですが、9-4の評価は「達成できていない」から「一部達成できている」に変更となりました。全体の評価は「一部達成できている」となっております。

以上のことから、政策公約全体での評価は「一部達成できている」に該当すると考えております。

加えて、本日、皆様からいただいた御意見も踏まえまして、政策公約全体の定性的な評価案を取りまとめまして、後日委員の皆さまに送付し、内容を御確認いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上で事務局からの説明を終わります。

◎委員長：

ありがとうございました。それでは、評価に入る前に何か御質問はございませんか。

特にございませんでしょうか。それでは、評価に入りたいと思います。政策公約全体の評価について、評価案のとおりでよろしいか、御意見を願ひしたいと思ひます。

« 「よろしいと思ひます」の声 »

では、政策公約全体の評価については、評価案のとおり決定します。以上で、政策公約全体の評価についての審議を終わります。

○事務局：

先ほど政策6の審議の際にいただいた御質問について、担当課に確認いたしましたので回答いたします。市内の子どもの貧困はどの程度あるのかという御質問でしたが、そもそも現状では、子どもの貧困の定義が明確でなく、国からも示されていないことから、把握できていないということでした。

◎委員長：

ありがとうございました。御意見や御質問はございませんか。ないようですので、これで本日の審議案件を終了といたします。

#### 【4. その他】

##### ◎委員長：

次に、その他として、事務局から何かありますか。

##### ○事務局：

事務局から、次回の第6回の会議の開催について御案内いたします。次回は、9月26日（月）午後2時から開催予定となっており、「第7次八戸市総合計画の意見書」と「政策公約の評価書」のとりまとめに関する審議を予定しております。会場は本館4階会議室Aとなっております。

お手元に開催案内の文書と出欠連絡票を配付しておりますので、出欠連絡票を9月16日（金）までに事務局へ御提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

##### ◎委員長：

ただいま事務局から次回委員会の開催日程について連絡がありましたが、次回も引き続き、よろしくお願いいたします。他になければこれで終了し、司会の方へ進行をお返ししたいと思います。

#### 【5. 閉会】

##### ○事務局：

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、「令和4年度第5回八戸市総合計画等推進市民委員会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。